

群馬大学教職大学院教育課程連携協議会規程

平成 31. 4. 1 制定
改正 令和 2. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学教職大学院の教育課程に関する協議を行うため、群馬大学教職大学院教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職大学院の授業，実習，カリキュラム等に係る編成，評価及び改善策に関する事項
- (2) その他教職大学院の教育活動に関する事項

(組 織)

第 3 条 連携協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 専門職学位課程長
- (3) 教職リーダーコース長
- (4) 授業実践開発コース長
- (5) 特別支援教育実践開発コース長
- (6) 研究科長が委嘱する群馬県教育委員会又は群馬県市町村教育委員会の職員 1 人以上
- (7) 研究科長が委嘱する群馬県内の公立小学校の校長 1 人以上
- (8) 研究科長が委嘱する群馬県内の公立中学校の校長 1 人以上
- (9) 研究科長が委嘱する群馬県内の公立特別支援学校の校長 1 人以上
- (10) 研究科長が委嘱する群馬県内の公立学校の教諭 1 人以上

(任 期)

第 4 条 前条第 5 号から第 9 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第 5 条 連携協議会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、連携協議会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 連携協議会は、委員の 5 分の 3 以上の出席がなければ、会議を開くことができな

い。

2 議長は、委員が出席できないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 連携協議会の事務は、共同教育学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。